



弁護士 向井 蘭
杜若経営法律事務所

Vol.80

★無断欠勤(無許可欠勤)1日で解雇できるか

1 無断欠勤(無許可欠勤)は何日で解雇できるのか

中国でも日本でも従業員が無断欠勤(以下、無許可欠勤を含めて無断欠勤と言います)を続ければ会社は従業員を解雇することができます。問題は、何日連続して無断欠勤をすれば解雇できるかです。日本は2週間とか10日が相場と言われていています。中国では連続無断欠勤3日が相場と言われています。

本件は無断欠勤1日で解雇をした事例です。

2 事例

王は2009年4月19日にエアコン製造会社に入社した。王の持ち場はロウ付けであった。この生産ラインのロウ付け職場は王を含めて計11人の従業員がいた。

- ・2014年12月2日、王ら11人のロウ付け工が集団で半日休暇(法定有給では無い)を申請した。会社が承認を与えた。
- ・2014年12月3日、12月4日、王ら11人のロウ付け工が再び集団で休暇申請を行ったが、会社は承認しなかった。
- ・2014年12月4日、王ら11人のロウ付け工はいずれも出勤しなかった。この日、同社の同生産ラインは生産を停止した。
- ・2014年12月9日、会社は契約解除通知書を発行し、「王ら3人は会社が休暇を承認しなかったにもかかわらず、勝手に会社に出勤せず、生産停止となり、多大な影響が生じた」と解除理由を伝えた。

会社の就業規則には、「規律違反解雇は以下の場合に適用される：(1)無断欠勤1日、あるいは1ヶ月以内の累計無断欠勤2日」との定めがあった。王は承認状にサ

インして“会社の就業規則を受け取り、その内容をよく読んで理解しました”と確認をした。

2015年1月13日、王は仲裁を申請し、会社に違法な労働契約解除の経済補償金65000元の支払いを要求した。仲裁委員会は会社に違法な労働契約解除の経済補償金48493元を支払うことを裁決した。

会社は不服で、訴訟を起こし一審は会社勝訴(就業規則の記載と生産ライン停止を重視)となった。

二審裁判所は、

- ・就業規則に記載はあるが、無断欠勤1日解雇は重大な規律違反とは言えない
 - ・多くの従業員の欠勤により経済的損失が出たのであり、一部の従業員の責めに帰すことはできない
- と判断して、違法解除による経済補償金の支払いを命じた。

3 実務上の対応

労働問題の世界では「相場」というものが意外と重要です。目に見えないルールのようなものですが、法律の世界も実は紙に書かれたルールでは動いておらず「相場」の所で落ち着きます。今の所、無断欠勤連続3日が懲戒解雇相当という「相場」を守るべきかと思います。

日本：杜若経営法律事務所 (9:00~17:00)

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲諮詢有限公司

(弁護士向井宛)

TEL+86+(21)64078585(内線320)

E-mail mukai@myts-cn.com